

総代選挙規約

(総則)

第1条 定款第44条および第45条ならびに第46条に規定する総代の選挙については、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによります。

(選挙区)

第2条 総代の選挙については選挙区を設けて行います。
2. 選挙区については理事会で定めます。

(定数)

第3条 選挙すべき総代の定数は、定款第44条の定める範囲において、選挙区ごとの組合員数を基礎に、組合員組織の状況を考慮して理事会で定めます。

(総代選挙管理委員会)

第4条 理事長は、総代の選挙の実施にあたり理事会の同意を得て、通常総代会の会日の少なくとも30日前に、組合員のうちより総代選挙管理委員5名以上10名以内を指名します。
2. 委員の任期は、次回の任期満了にともなう選挙公告日までとします。
3. 総代選挙管理委員（以下、「管理委員」といいます。）は総代選挙管理委員会（以下、「管理委員会」といいます。）を構成し、総代選挙管理委員長（以下、「管理委員長」といいます。）を互選します。
4. 管理委員会は総代選挙に係る事務を総括します。
5. 管理委員会の議事は、管理委員の半数以上の出席のもとで、出席者の3分の2以上の多数により決定します。

(選挙の公告)

第5条 管理委員長は、総代会の会日の14日前までに、以下の事項について公告しなければなりません。
(1) 第2条による選挙区および第3条による選挙区ごとの定数
(2) 第6条による候補者登録の受付期間および受付方法
2. 総代選挙において選挙権および被選挙権を有する者は、直近の3月20日の組合員名簿に登録されている者としてします。

(候補者登録)

第6条 被選挙権を有する全ての組合員は、自由に立候補し、または被選挙権を有する組合員の中から候補者を推薦することができます。ただし、役員および管理委員は候補者となることができません。
2. 前項において候補者を推薦するときは、推薦を受ける者の同意をあらかじめ得ておかなければなりません。
3. 候補者は、当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取り消すことができます。

(立候補の手続き)

第7条 総代に立候補しようとする組合員又は候補者を推薦しようとする組合員は、所定の候補届出用紙に必要な事項を記載し、第5条の公告のあった日から締切日までに、委員会に届け出なければなりません。

(選挙運動)

第8条 選挙運動は、次の各号に従って行うことが必要です。
(1) 意見の開陳及び立会演説を行う場合は、あらかじめ書面をもってその旨委員会に届けます。
(2) 選挙運動のために、名刺、推せん状、あいさつ状等の文書図画を頒布、散布、回覧または掲示してはなりません。
(3) 管理委員会が定めた候補者が選挙運動のために使用するポスターの規格及び枚数。
(4) その他、管理委員会であらかじめ定めた指示。
2. 選挙運動を行うにあたり、前項による管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、管理委員会の裁定に従わなければなりません。
3. 第1項の指示又は前項の裁定に著しく違反して選挙運動を行い、そのことにより当選したと認められる候補者については、管理委員会の決定により当選を取り消すものとします。

(選挙)

- 第9条 選挙は、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数を超えた選挙区について、投票をもって行ないます。ただし、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とします。
2. 前項により投票を行う選挙区については、その選挙区における投票に係る事務を管理するために選挙区選挙委員会（以下、「選挙委員会」といいます。）をおきます。
 3. 理事長は、選挙委員会を構成する委員若干名を、管理委員会の同意を得て指名します。ただし、候補者を委員として指名することはできません。
 4. 選挙委員会は選挙区選挙委員長（以下、「選挙委員長」といいます。）を互選します。
 5. 選挙委員長は、投票を行う日の7日前までに、次の事項を公示しなければなりません。
 - (1) 候補者の氏名
 - (2) 投票の日時および場所
 - (3) 投票の方法
 6. 選挙委員会の議事については第4条第5項を準用します。

(投票)

- 第10条 投票は、第6条による候補者を被選挙人として、無記名完全連記制により行ないます。
2. 投票は組合員自らが行わなければならないが、代理人により投票することはできません。
 3. 次の投票は無効とします。
 - (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
 - (2) 候補者の氏名を確認しがたいもの
 - (3) 候補者以外の者の氏名を記入したもの
 - (4) 白票
 - (5) 候補者の氏名以外の事項を記入したもの。ただし、その候補者の職業、身分、住所または敬称の類を記入したものはこの限りではありません。
 - (6) 定数を超える数の被選挙人の氏名を記入したもの
 4. 当選は有効投票数の多い順によります。ただし、得票が同数の者については、抽選により順位を定め、その順により当選人とします。
 5. 前項により当選人が決定したときは、選挙委員長は当選人の氏名を速やかに管理委員長に報告するとともに、当該選挙区の投票事務の状況および投票結果に関する記録書を管理委員長に提出しなければなりません。

(立会人)

- 第11条 委員会の選挙管理の公正を期するため、候補者は、その1人につき1人の立会人を指名することができます。
2. 立会人は、委員会の選挙事務の妨げにならないように、選挙事務に関する一切を監視することができます。

(当選人の通知および公告)

- 第12条 第9条第1項ただし書により当選人が決定したとき、および第10条第5項に基づく当選人の通知があったときは、管理委員長は当選者の氏名を理事長に報告するとともに、ただちに当選者に当選の旨を通知し、かつ当選者の氏名を公告しなければなりません。

(就任)

- 第13条 当選人は、前条による公告の翌日をもって総代に就任するものとします。ただし、前条による公告の7日後までに、当選人が書面をもって就任の辞退を理事長に届け出た場合はこの限りではありません。

(総代就任の辞退及び資格喪失の場合の補充)

- 第14条 当選者がその就任を辞退したとき、またはその資格を喪失したときは、管理委員長は、次点者を順次くり上げ当選とし、ただちにその旨を本人に通知するとともに、公告と同時に理事長に報告しなければなりません。

(定員の変更)

- 第15条 その選挙区の定員に候補者がみえないときは、その選挙区総代の定員は、当選した候補者数とします。

(異議の申立)

第16条 選挙に関する異議の申し立ては、当選の公示があった日から7日以内に、申立人が自ら、書面をもって管理委員会に対してこれを行わなければなりません。

2. 前項による申し立てがあったときは、管理委員会はすみやかに異議の当否について裁定し、申立人に対して文書で裁定の結果を通知しなければなりません。

(選挙録)

第17条 管理委員長は総代選挙の実施状況に係る事項を記載した選挙録を作成し、管理委員会の議を経てこれに記名押印し、理事長に提出しなければなりません。

2. 1以上の選挙区において投票があったときは、第10条第5項による記録書を添付することを必要とします。
3. 理事長は、前2項の書類について、投票用紙その他の関係書類とともに、少なくとも1年間保存しなければなりません。

(細則)

第18条 理事会は、法令、定款およびこの規約に定めのない総代選挙に係る事項について、細則を定めることができます。

(改廃)

第19条 この規約の改廃は、総代会の議決を必要とします。

(付則)

第20条 この規約は、1990年3月21日より実施します。

この規約は、1998年6月10日より一部改訂し施行します。

この規約は、2008年6月10日より一部改訂し施行します。

この規約は、2011年6月29日より一部改訂し施行します。